

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

この記載例は、標準的な作業を想定して作成したものであり、事業を行う場所や事業の用に供する施設の種類、取り扱う産業廃棄物の種類等によっては追記等が必要です。

産業廃棄物処分業許可申請書	
令和△△年〇〇月□□日	
松江市長 松浦 正敬 殿	
申請者	
住所 松江市〇〇町〇〇番地	
氏名 △△株式会社	
代表取締役 松江 太郎	
電話番号 0852-〇〇-〇〇〇〇	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>事業の区分：破碎(移動式) 取り扱う産業廃棄物の種類 破碎(移動式)：ガラスくず等、がれき類 以上2種類、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。</p> <p>処分の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を、すべて記入します。石綿含有産業廃棄物を取り扱わない場合は、「石綿含有産業廃棄物であるものを除く」と記入します(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等についても同様)。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 松江市〇〇町〇〇番地 電話番号 0852-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>事業場 松江市△△町△△番地(基地破碎)及び松江市内産業廃棄物排出事業場(出張破碎) 電話番号 0852-△△-△△△△</p> <p>出張処理を行う場合、事業場は「松江市内産業廃棄物排出事業場」と記入します。</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>施設の種類：がれき類の破碎施設(移動式) 設置場所：松江市△△町△△番地及び松江市内産業廃棄物排出事業場 設置年月日：平成〇〇年△△月□□日 処理能力：〇〇t/時間、8時間稼働、□□□t/日 許可年月日及び許可番号：平成〇〇年△△月□□日 廃第〇〇号の△△</p> <p>法第15条の許可を受けた施設である場合には、その内容を記入します。</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：松江市△△町△△番地外 面積：〇〇㎡ 保管する産業廃棄物：ガラスくず等、がれき類 以上2種類 処分等のための保管上限：△△㎡ 積み上げることができる高さ：□m</p> <p>出張処理のみで保管を行わない場合は、「該当なし」と記入します。</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>処理方式：ジョークラッシャー 構造及び設備の概要：「様式第7号の2」のとおり</p>
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	島根県	03200054321
	広島県	〇〇〇×〇54321
有する処理業許可をすべて(松江市分含む)記入します。		

申請者(個人である場合)		法人申請の場合記入不要	
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
まつえ たろう 松江 太郎	S.20.1.1	島根県松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
		島根県松江市学園南一丁目×番×号	住所を記入
(法人である場合)		個人申請の場合記入不要	
(ふりがな)名称		住	所
さんかくさんかくかぶしがいしゃ △△株式会社		島根県松江市〇〇町〇〇番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
該当なし			
該当がない場合は、「該当なし」と記入します。			
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
該当なし			

役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称	住	所
まつえ たろう 松江 太郎	S10.1.1	松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
	代表取締役	松江市学園南一丁目×番×号	住所を記入
まつえ はなこ 松江 花子	S20.2.2	松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
	取締役	同上	住所を記入
しまね いちろう 島根 一郎	S30.3.3	島根県邑智郡川本町川本△△番地	本籍を記入
	監査役	島根県邑智郡川本町川本××番地	住所を記入

基本的に法人の登記事項証明書に記載のある役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。なお、本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
まつえ たろう 松江 太郎	S10.1.1	500株	松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
		50%	島根県学園南一丁目×番×号	住所を記入
まつえ はなこ 松江 花子	S20.2.2	200株	松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
		20%	同上	住所を記入
かわもとじろう 川本 二郎	S35.3.5	200株	島根県邑智郡川本町川本△△番地	本籍を記入
		20%	島根県邑智郡川本町川本□□番地	住所を記入
株式数又は出資金額を記載する欄は単位(株、円)を記入します		本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。		

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
該当なし		支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は、該当者を記入します。該当がない場合は、「該当なし」と記入します。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

手数料は、申請時にお渡しする納入通知書で金融機関に納付いただきます。
産業廃棄物処分業の新規許可申請は100,000円、更新許可申請は94,000円です。

(記載例)

様式第七号の1 (第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

島根県内の建設工事で発生したガラスくず等及びがれき類について排出事業者の委託を受けて基地にて破砕処理を行う。またセメント製造業者から排出されるコンクリートくずについても委託を受けて破砕処理を行う。

また松江市内における建設工事現場に移動式破砕施設を出張させ、当該現場において破砕処理を行う。

2. 処分する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	ガラスくず等	破砕	4000 t/月	固形	有限会社△△セメント 広島県○市○区○町○○ 及び島根県内の排出事業者
2	がれき類	破砕	5500 t/月	固形	島根県内の排出事業者
	以下余白				予定が明らかなものについてはそれを記載しますが、明確でない場合は記入例のように記入します。
					処分量は施設の処理能力と稼働日数からみて現実的な見込み量を記入します。

備考 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。

(記載例)

様式第七号の2 (第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

3. 施設の概要	
事業の用に供する施設についてすべて記入します。(法第15条の許可を受けた施設である場合はその内容を記入します。) 複数施設がある場合は、本紙を複数枚にしてそれぞれ記入します。	
処理施設の種類	がれき類の破碎施設(移動式) (政令第7条第8号の2)
設置場所	松江市内全域 設置位置: 松江市△△町△△番地(基地破碎) 及び松江市内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)
設置年月日	平成〇〇年△△月□□日 法第15条の許可施設である場合、使用前検査申請書に記載した「竣工の年月日」です。それ以外の施設については、納品書、引渡書等に記載の「納品日」「引渡し日」です。
処理能力	50 t/時間、8時間稼働、400 t/日
廃棄物の種類	ガラスくず等、がれき類 以上2種類 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
処理施設の処理方式及び設備の概要	処理方式: ジョークラッシャー 設備: 自走式クラッシャー (型式: 〇〇〇 株△△鉄工所製) ※概要については、別紙「カタログ」のとおり 散水装置等の付帯設備が備えている場合は、当該設備についても記入します。
環境保全設備の概要	・必要に応じて散水車を用いて散水を行い、粉じんの低減に努める ・場内に防音壁を設置し、騒音・振動低減に努める(基地破碎のみ) ・廃棄物から汚水は発生しないが、雨水など場内の排水は敷地内に設置した油水分離槽を経て公共用水域へ流す(基地破碎のみ) 施設の設備及び付帯設備以外の設備について記入します。

(記載例)

様式第七号の3 (第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

4. 最終処分場	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">最終処分場がない場合には、「該当なし」と記入します。</div>	
最終処分場の種類及び名称	該当なし
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

様式第七号の4 (第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

5. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 処分業務の具体的な計画

基地処理、出張処理それぞれに関して記入が必要です。

① 基地破碎

県内の建設工事から発生する産業廃棄物 (コンクリートがらや分別して排出された廃瓦など)
セメント製造業者から排出された産業廃棄物 (コンクリートくず)
↓ 処分場に持ち込み
当社破碎施設にて破碎処理
↓
破碎後物は場内に保管し、道路路盤材として搬出

具体的な計画が本欄に書ききれない場合は、フロー図等を作成し「別紙のとおりに」トオスことも可能です

② 出張破碎

松江市内の建設工事にて産業廃棄物が発生
↓ 破碎機を現場に出張
当該現場にて破碎処理
↓
破碎後物については当該工事における道路路盤材として使用

(2) 処分業務を行う時間

午前8時～午後5時

処分業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、祝日、年末年始、その他当社営業カレンダーに基づく

従業員数内訳

令和△△年〇〇月〇〇日現在

役員	政令第4条の7に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	2人	5人	(運転手と兼務) (5人)	0人	12人

兼務がある場合は、重複して計上することのないように括弧書きで記入します。

(記載例)

基地処理、出張処理それぞれに関して作成してください。

様式第七号の5（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係） <基地破碎>
6. 生活環境保全上の支障の有無及び対策 飛散流出、騒音、振動、悪臭などの防止措置を具体的に記入してください。

	想定される支障	環境保全上の措置
(1) 産業廃棄物の搬入	① 車両搬入時の騒音、振動 ② 廃棄物の飛散、流出	① 搬入車両は法定速度を守り、特に住宅地付近では徐行したうえで空吹かしはしない。 ② 積載量を遵守し、シートをかけるなどして飛散・流出しないようにする。
(2) 処理前の産業廃棄物の保管	① 保管場所からの飛散、流出	① 保管場所には、コンクリートによる囲いを設け、保管基準を遵守する。保管に関して粉じんが発生する恐れがある場合は、必要に応じて散水を行う。 産業廃棄物保管場所における飛散・流出、地下浸透防止等のための設備や囲い等について具体的に記 スリーアノダキハ
(3) 産業廃棄物の処分	① 破碎時の粉じん ② 破碎時の騒音、振動	① 粉じんが発生する恐れがある場合は、必要に応じて散水を行う。 ② 破碎機に無理な負荷がかからないように廃棄物は定量投入を行う。また、場内に防音壁を設置し、騒音、振動を低減する。
(4) 処理後の産業廃棄物の保管	① 保管場所からの飛散、流出	① 搬出までの間、決められた場所において保管を行い、長期間の保管は行わない。
(5) その他	① 有害物質を含む可能性のあるガラスくず等（廃瓦） ② 場内からの排水	① 有害物質の溶出量試験（JIS K 0058-1）を行い溶出量基準に適合しているか確認したうえで、ロット管理を行う。また、ロットごとに年1回以上の頻度で定期的に検査を実施する。 ② 場内の排水は油水分離槽を経て公共用水域に流す。

※想定される支障、対策ともに、具体的に記載すること。

(記載例)

基地処理、出張処理それぞれに関して作成してください。

様式第七号の5（第十条の四第二項第一号、同条第四項、第十条の十六第二項関係） <出張破碎>

6. 生活環境保全上の支障の有無及び対策

飛散流出、騒音、振動、悪臭などの防止措置を具体的に記入してください。

	想定される支障	環境保全上の措置
(1) 産業廃棄物の搬入	① 車両搬入時の騒音、振動 ② 廃棄物の飛散、流出	① 搬入車両は法定速度を守り、特に住宅地付近では徐行したうえで空吹かしはしない。 ② 積載量を遵守し、シートをかけるなどして飛散・流出しないようにする。
(2) 処理前の産業廃棄物の保管	① 保管場所からの飛散、流出	① 現場において保管は行わない。
(3) 産業廃棄物の処分	① 破碎時の粉じん ② 破碎時の騒音、振動	① 粉じんが発生する恐れがある場合は、必要に応じて散水を行う。 ② 破碎機に無理な負荷がかからないように廃棄物は定量投入を行う。また、病院、老人ホーム等の施設の付近においては作業しない。
(4) 処理後の産業廃棄物の保管	① 保管場所からの飛散、流出	① 破碎後、保管は行わず、速やかに現場で再利用する。
(5) その他	① 有害物質を含む可能性のあるガラスくず等（廃瓦）	① 有害物質の溶出量試験（JIS K 0058-1）を行い溶出量基準に適合しているか確認したうえで、ロット管理を行う。また、ロットごとに年1回以上の頻度で定期的に検査を実施する。

※想定される支障、対策ともに、具体的に記載すること。

(記載例)

様式第十一号 (第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類 (RC-30、RC-40)
発生量 (トン/月又はm ³ /月)	5450 t/月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) ○○組合
	<input checked="" type="checkbox"/> 埋立処分 <input type="checkbox"/> 海洋投入処分 <input type="checkbox"/> 中間処理 <input checked="" type="checkbox"/> 売却
中間処理、売却の場合は具体的な方法 道路用路盤材 (RC-30、RC-40) として売却 売却不可物については、最終処分場にて埋立処分を行う	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること	

(記載例)

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	ガラスくず等 (RC-40)
発生量 (トン/月又はm ³ /月)	4000 t/月
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 株〇〇
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却
中間処理、売却の場合は具体的な方法 道路用路盤材 (RC-40) として売却 売却不可物については、最終処分場にて埋立処分を行う	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること	

(記載例)

様式第十一号 (第十条の四第二項第四号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	金属くず (磁選機で取り除いた物)
発生量 (トン/月又はm ³ /月)	50 t/月
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) ○○商会
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却
中間処理、売却の場合は具体的な方法 ○○商会に全量有価物として売却	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること	

(記載例)

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第四項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。	
土地		
事務所		
処理施設		
車両・重機		
運営費		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(記載例)

様式第十三号 (第十条の四第二項第八号、同条第四項、第十条の十六第二項関係)

個人が申請する場合に必要書類です。				資 産 に 関 す る 調 書	
			令和〇〇年〇〇月〇〇日現在		
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)		
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0		
有価証券					
未収入金					
売掛金					
受取手形					
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0		
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0		
備 品					
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0		
そ の 他					
資 産 計			3 8, 0 0 0		
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)		
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0		
短期借入金	△□銀行		5 0 0		
未払金					
預り金					
前受金					
買掛金					
支払手形					
そ の 他					
負 債 計			1 9, 5 0 0		

(記載例)

様式第14号

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松江市長 松浦正敬 様

申請者

住所 松江市〇〇町〇〇番地

氏名 △△株式会社 代表取締役 松江 太郎